



事業者の皆さん  
燃料電池自動車に  
乗ってみませんか？



FCVとは、水素をエネルギー源として酸素との化学反応で生じる電気を利用し、モータを駆動させて走行する自動車です。

県では、2050年の「脱炭素社会ぎふ」実現に向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないFCVの導入機運を高めることを目的として、県内事業者を対象にFCVを貸し出します。

また、FCVで生み出した電気を家庭用電源に使用できるようにする外部給電器も併せて貸し出します。災害発生時の給電機能なども体験することが可能です。

## 貸出に関すること

貸出機関	県庁、東濃県事務所、飛騨県事務所 最寄りの機関からお借りいただけます。
貸出対象者	県内に事業所を有する企業又は団体
貸出車両等 車 両 外部給電器	MIRAI(型式:ZBA-JPD20、トヨタ自動車株式会社) POWER MOVER(型番:VPS-4C1A、ニチコン株式会社)
貸出期間	10日間以内(借受・返却は開庁日の9:00~17:00)
費用	無料(ただし、使用した水素燃料費は負担していただきます。)
貸出要件	<ul style="list-style-type: none"><li>返却時に県内水素ステーションにて水素を満充電してください。 (貸出日に水素ステーションの予約を県が行います。)</li><li>貸出は1事業者につき年に1回といたします。</li><li>利用後は、簡単なアンケートに回答いただきます。</li></ul>

## 申込方法および連絡先

### 申込方法

借受を希望する機関まで電話もしくはメールにて1か月前までに事前予約をお願いします。予約が済みましたら借受希望日の7日前までに貸付許可申請書を提出してください。借受から返却までの流れについては、県のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/208873.html>

検索

### 連絡先

県庁 商工・エネルギー政策課  
電話: 058-272-8835 (直通)      メール: c11351@pref.gifu.lg.jp

東濃県事務所 産業労働課  
電話: 0572-23-1111 内線 221      メール: c20507@pref.gifu.lg.jp

飛騨県事務所 振興防災課  
電話: 0577-33-1111 内線 231      メール: c20509@pref.gifu.lg.jp